

第1回 横手市地域再生計画推進協議会

次第

日時：令和4年8月19日（金）

午前10時00分

場所：平鹿地域振興局1階

第二会議室

1 開会

2 挨拶

3 説明（地域再生支援利子補給金制度と地域再生協議会について）

資料1参照

4 横手市地域再生計画推進協議会の設置について

資料2参照

5 案件協議

案件1 地域再生計画「設備投資促進による横手市ものづくり等産業活性化計画」について

資料3参照

案件2 横手市地域再生計画推進協議会および地域再生計画への金融機関の追加について

資料4参照

6 その他

7 閉会

第1回 横手市地域再生計画推進協議会

参加者名簿

(参加者)

横手市	商工観光部長	きさき くに 佐々木 公仁	
横手商工会議所	事務局長	すずき ゆきひろ 鈴木 幸弘	
よこて市商工会	事務局長	ほりうち かつひこ 堀内 勝彦	
株式会社秋田銀行 横手支店	支店長	おかべ ひろや 岡部 宏哉	
株式会社北都銀行 横手支店	執行役員支店長	きたう こうせい 佐藤 公誠	
株式会社北都銀行 横手支店	課長	もてぎ ゆうき 茂木 優樹	
株式会社三菱UFJ銀行	コーポレート情報 営業部・調査役	たなか ひろゆき 田中 裕之	ZOOM
株式会社三菱UFJ銀行	コーポレート情報 営業部・調査役	なみき だいすけ 並木 大輔	ZOOM

(事務局)

横手市商工観光部	商工労働課長	きたう かずし 佐藤 和志	
	課長代理	もりた あずま 森田 東	
	主席主査	いとい ごう 糸井 豪	

地域再生支援利子補給制度 のご案内

資料 1

地域再生支援利子補給制度とは

- ▶ 地域再生支援利子補給制度は、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、「地域再生法」に基づき金融面の支援を行うものです。
- ▶ 国の認定を受けた「地域再生計画」の実現に資する事業を行う事業者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、国が金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給します。
(令和3年度予算：2.3億円)

利子補給 対象事業 (例)

- ・ 新商品の開発・製造のための工場等施設の整備
- ・ PFI事業
- ・ 配送センター等の物流施設の整備
- ・ リサイクル、環境保全のための施設の整備

※ 全ての対象事業は裏面参照。なお、事業者の規模による制限はありません。

対象融資期間

5年以上

利子補給率

最大0.7%

支給期間

5年間

本制度をご利用いただくには

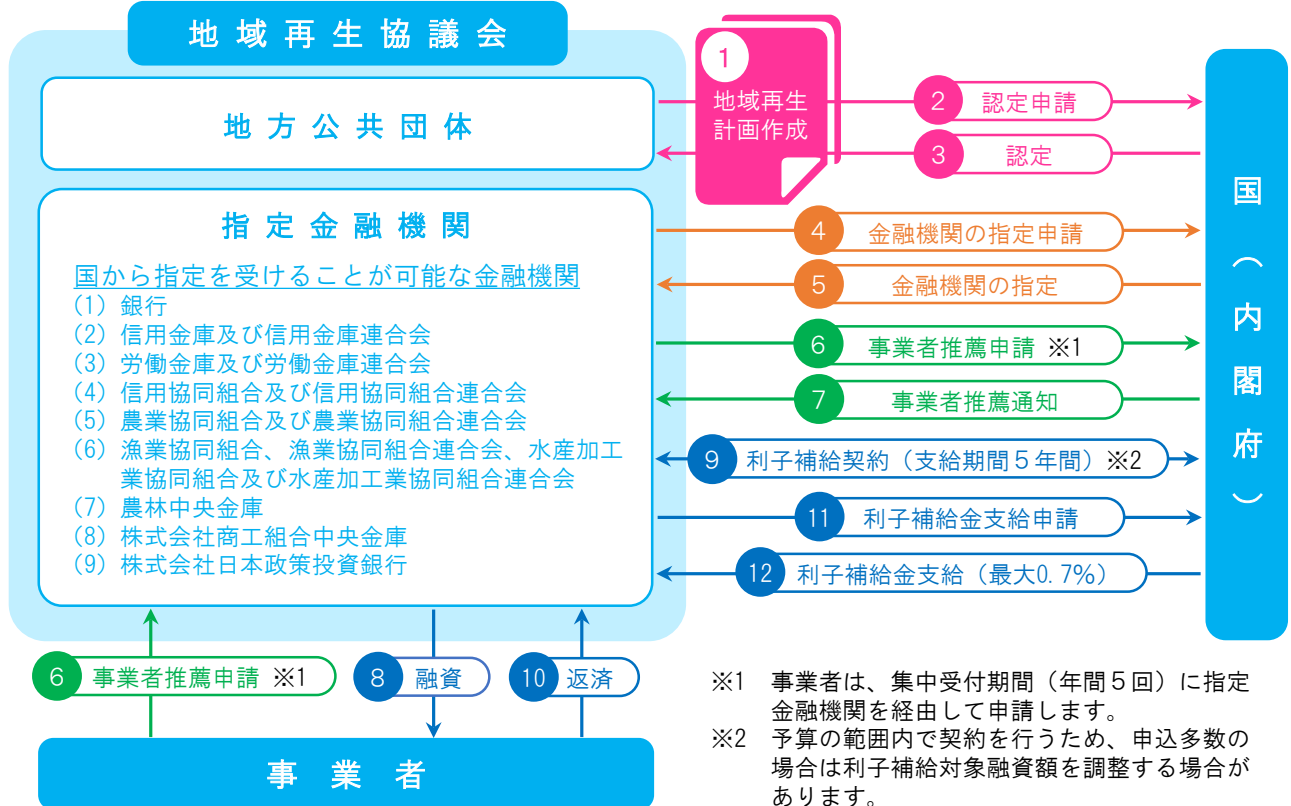
- ① 事業実施場所の地方公共団体が、本制度を活用することを明記した「地域再生計画」を作成し国の認定を受けること
 - ② 地方公共団体が地域再生計画の作成に当たって組織する「地域再生協議会」に金融機関が参画すること（一部例外あり）
 - ③ 金融機関が国から指定を受けること
- などが必要となります。

※ 令和3年6月現在、全国で19の地方公共団体が本制度の活用を明記した地域再生計画の認定を受けています。計画が作成されていない場合には、地方公共団体と金融機関が連携して、地域再生協議会の設置や地域再生計画の作成協議などを行うようお願いします。



地域再生支援利子補給制度

事業イメージ



対象事業

以下の事業のうち、地域再生計画に記載された事業。
具体的事業例は地域再生支援利子補給金交付要綱別表をご参照ください。

地域再生支援事業		特定地域再生支援事業	
①	新商品の開発・製造や新たな事業分野への進出等のための工場等施設の整備	⑦	地域住民の交通手段確保のためのコミュニティバス、デマンドバス等の取得
②	新技術の研究開発、その成果の企業化	⑧	スポーツ施設など、地域住民の健康増進のための施設等の整備
③	歴史的・芸術的価値の高い建造物の活用、整備	⑨	高齢者向け住宅、子育て支援施設、生活支援サービス拠点等の福祉施設の整備
④	PFⅠ事業（国、地方公共団体等の事業・資産を譲り受けて行うもの）	⑩	風力発電、太陽光発電、バイオマス燃料等の施設・設備の整備
⑤	配送センター等の物流施設の整備	⑪	遊休施設の活用
⑥	リサイクル、環境保全のための施設の整備		

※ 特定地域再生支援事業は、地域再生計画の作成に当たり、地域再生協議会の設置や（設置する場合における）金融機関の参画は不要ですが、地域再生計画に特定の事業内容を記載する必要があります。

国による他の利子補給制度との併用はできないなど、各種条件があります。
詳細は、内閣府ホームページ掲載の地域再生支援利子補給金交付要綱、手続の手引き等をご参照ください。
【内閣府ホームページ】 <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kankei.html>

【お問合せ先】 内閣府地方創生推進事務局 地域再生担当
電話：03-5510-2473（直通） メール：rishi.hokyu@cao.go.jp

地域再生支援利子補給制度の活用を明記した地域再生計画

(令和4年1月1日現在)

策定団体	認定地域再生計画名	対象事業	計画期間
北海道函館市	函館ブランド確立による雇用創出・拡大プロジェクト	①②③⑤	H27. 6. 30～R5. 3. 31
	福祉コミュニティエリア整備事業（生涯活躍のまち形成事業）	⑧⑨⑩	H28. 8. 30～R8. 3. 31
北海道江別市	共生のまち江別！ 江別版生涯活躍のまち	⑨	R2. 3. 30～R9. 3. 31
岩手県遠野市	設備投資促進による遠野市ものづくり産業活性化計画	①⑤	R2. 3. 30～R12. 3. 31
山形県	ものづくり山形活性化計画	①②	H22. 6. 30～R12. 3. 31
福島県	福島県企業立地活性化促進戦略 ～企業立地促進による活力ある県づくり～	①②③④⑤⑥	H20. 11. 11～R9. 3. 31
東京都・横浜市・川崎市	国際コンテナ戦略港湾京浜港を活用した地域再生計画	⑤⑥	H24. 6. 28～R4. 6. 30
	国際コンテナ戦略港湾京浜港を活用した地域再生計画（第二期）	①⑤⑥	H29. 6. 27～R9. 6. 30
富山県	「元気とやま」ものづくり産業活性化計画	①②	H20. 11. 11～R4. 3. 31
	「とやま未来創生」ものづくり産業活性化計画	①②	H28. 11. 29～R9. 3. 31
石川県	地域再生計画「石川県産業成長戦略」	①②⑤	H22. 11. 30～R10. 3. 31
福井県	ふくい原子力・地域産業活性化計画	①②	H28. 3. 15～R8. 3. 30
	ふくい経済強化計画	①②	H28. 3. 15～R12. 3. 31
長野県	設備投資誘発による長野県経済活性化計画	①②⑤⑥	H28. 6. 17～R13. 3. 31
長野県諏訪市	ものづくりメッセ諏訪構想に基づく諏訪地域再生計画	①②	H21. 11. 26～R4. 3. 31
愛知県西尾市	新たな官民連携手法を活用した公共施設再配置プロジェクトによる地域活性化計画	④	H29. 3. 28～R8. 3. 31
大阪府堺市	「匠の技が生きるまち堺」をめざして	①②⑤⑥	H27. 11. 27～R8. 3. 30
鳥取県大山町	地域資源活用による大山北麓活性化計画	①	H24. 3. 29～R4. 3. 31
香川県まんのう町	民間活力（PPP・PFI）活用によるまんのう町活性化計画	④	H22. 11. 30～R15. 3. 31
佐賀県	佐賀県産業活性化計画	①②⑤	H27. 6. 30～R15. 3. 31
鹿児島県	産学官連携等による「かごしま産業おこしへの挑戦」地域再生計画	①②③⑤⑥	H20. 11. 11～R10. 3. 31

※1 「対象事業」欄の数字は、本資料2ページ目の対象事業の数字に対応しています。

※2 利子補給金の支給期間（融資後5年間）は、当該地域再生計画における計画期間の範囲内である必要があります。

※3 計画期間の始期は、本制度活用開始時期としています。

地域再生支援利子補給制度の活用事例

事例(1) 新商品の開発・製造のための工場等施設の整備

【活用事業】

次世代工場の建設による高精細対応レンズの製造事業

【事業概要】

カメラ用レンズ等の加工から製品組立まで自社一貫生産を行う事業者が、県内に分散する工場の機能を集約した新工場を建設し、開発段階であった4K・8K対応のレーザー光源プロジェクター向けの高精細対応レンズを新たに製造する。

【地域再生計画の目標達成への寄与】

製造業の付加価値額の増加、雇用創出人数の増加

事例(2) 新商品の開発・製造のための工場等施設の整備

【活用事業】

閉鎖型・人工光利用型工場の建設による野菜の生産事業

【事業概要】

青果の生産・加工・販売を行う事業者が、LED照明・空調コントロール技術により栽培環境を管理した野菜の生産工場を建設し、高い品質と安全性を持った野菜・加工品の年間を通じた安定供給を図る。

【地域再生計画の目標達成への寄与】

企業の新規立地件数の増加、雇用創出人数の増加

事例(3) 配送センター等の物流施設の整備

【活用事業】

飲料品保管のための物流倉庫建設事業

【事業概要】

運送・倉庫業を展開する事業者が、高速自動車道路のインターチェンジ付近に飲料品の保管を目的とした、空調・衛生管理などの設備を備えた倉庫を建設し、商品の厳格な品質管理と地域における物流の効率化を図る。

【地域再生計画の目標達成への寄与】

雇用創出人数の増加

事例(4) リサイクル、環境保全のための施設の整備

【活用事業】

リサイクル工場の建設事業

【事業概要】

廃プラスチックから再利用可能なプラスチック素材を製造・販売する事業者が、廃プラスチックの破碎・洗浄を行う工場を増築し、独自の技術を活用して、複数の素材の混じった廃プラスチックの再資源化を促進する。

【地域再生計画の目標達成への寄与】

雇用創出人数の増加

横手市地域再生計画推進協議会規約（案）

（目的）

第 1 条 本会は、横手市地域再生計画推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、横手市の「設備投資促進による横手市ものづくり等産業活性化計画」の実施および総合的、効果的な推進に関し必要な事項を協議するため、[地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 12 条第 1 項の規定](#)に基づき設置する。

（構成員）

第 2 条 協議会は、別表の構成員で構成する。

2 市は必要があると認められる場合は、構成員を追加することができる。

（会長）

第 3 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、横手市商工観光部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

（協議会の運営）

第 4 条 協議会は、必要に応じて会長が招集し開催するものとする。

（事務局）

第 5 条 協議会の事務局は、横手市商工観光部商工労働課に置く。

（規約の見直し）

第 6 条 協議会は、必要に応じてこの規約の見直しを行うものとする。

（その他）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、令和 4 年 8 月 19 日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	構成機関名
商工団体	横手商工会議所
	よこて市商工会
金融機関	株式会社秋田銀行
	株式会社北都銀行
	株式会社三菱UFJ銀行
横手市	横手市商工観光部商工労働課

案件 1

「設備投資促進による横手市ものづくり等産業活性化計画」について

1 作成する目的

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 14 条の地域再生支援利子補給金を活用するため、同法第 5 条第 1 項に基づいた地域再生計画を作成する。

2 地域再生計画の名称

設備投資促進による横手市ものづくり等産業活性化計画

3 計画期間

計画認定の日から令和 14 年 3 月 31 日

4 計画の内容

別紙のとおり

案件 2

金融機関の横手市地域再生計画推進協議会への加入および

地域再生計画への追加について

1 追加する方法

金融機関からの資料4「横手市地域再生計画推進協議会 構成員加入申出書」による申出により、横手市地域再生計画推進協議会への加入および地域再生計画への追加をする。

地域再生計画（案）

1 地域再生計画の名称

設備投資促進による横手市ものづくり等産業活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

秋田県横手市

3 地域再生計画の区域

横手市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

【地理的特性】

本市は、平成 17 年 10 月 1 日に旧横手市・平鹿郡の 1 市 5 町 2 村の合併により誕生した。秋田県の県南地域に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約 45km、南北に約 35km の広がりを見せている。

土地利用については、農地が 17,800ha、森林が 37,600ha、原野等 2,900ha、宅地 3,000ha となっており、秋田県内の平均と比較しても、農地（田畑）と宅地による平坦地が多い。こうした状況の中、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し水田地帯を形成しており、自然豊かな美しい田園都市である。

高速道路網は、秋田市から本市を通って岩手県北上市を結ぶ「秋田自動車道」が「東北自動車道」と接続され、秋田市、北上市ともに 45 分で結ばれている。また、横手ジャンクションを介して「湯沢横手道路」が「秋田自動車道」と交差しており、本市は県下でも有数の交通の要衝となっている。さらに、「湯沢横手道路」は、湯沢市雄勝こまちインター以南の整備が進められており、今後、秋田県と山形県の内陸部を結ぶ「東北中央自動車道」が完成予定である。また、令和元年 8 月には「秋田自動車道横手北スマートインターチェンジ」が完成し、さらには秋田自動車道の横手北上間の 4 車線化を予定しているなど、高速道路ネットワークの構築により物流におけるリードタイムの短縮が期待される。

【人口】

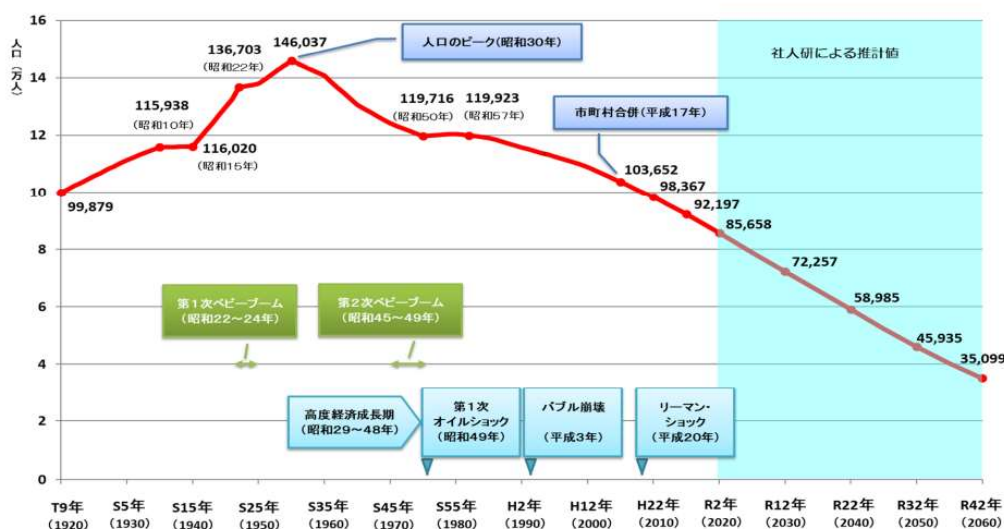
本市では、戦中～戦後にかけて人口が急増し、昭和 30（1955）年に人口のピークである 146,037 人となった。それ以降、大幅な社会減が続き、昭和 50（1982）年にかけて人口は急激に減少した。その後、一旦減少に歯止めがかかるものの、昭和 57（1982）年か

ら再度減少が始まり、以後、減少傾向が続いている。

平成 17 年 10 月 1 日には旧横手市・平鹿郡の 1 市 5 町 2 村の合併により現在の横手市が誕生し、同年実施された国勢調査では人口は 103,652 人だったが、平成 27 (2015) 年には 92,197 人となり、10 年間で 1 万人以上が減少している。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後の市人口は急激に減少しつづけ、令和 22 (2040) 年には 58,985 人、令和 42 (2060) 年には 35,099 人となり、平成 27 (2015) 年と比較して、約 62%減少すると推計されている。

【図1】総人口の推移と将来推計

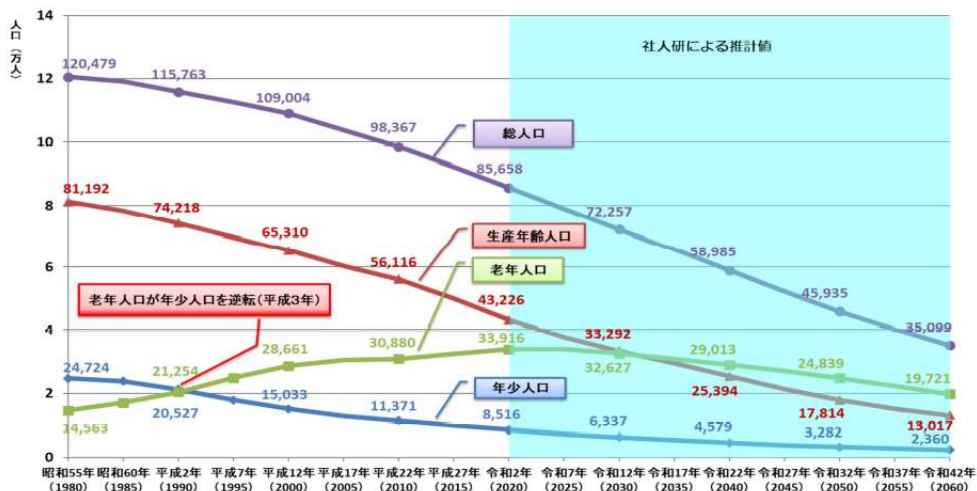


資料：平成27(2015)年までは国勢調査、令和2(2020)年以降は国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(H30.3.30公表)

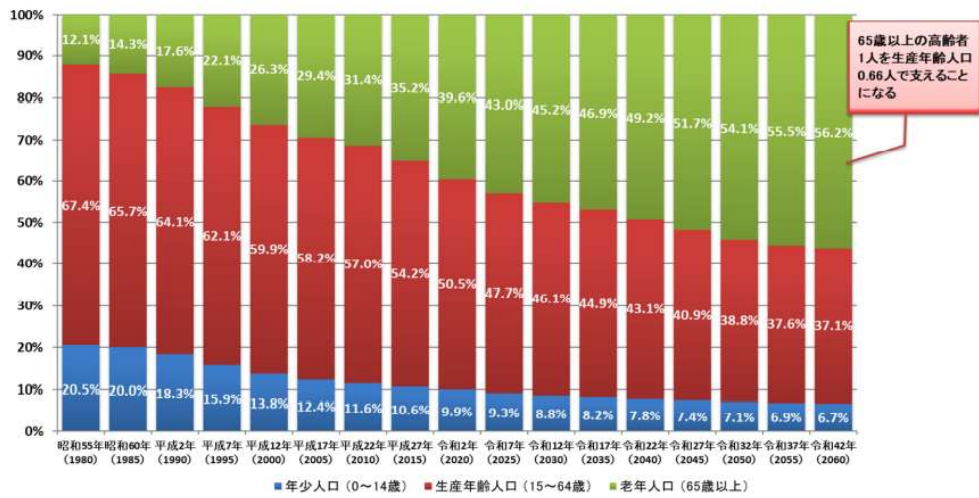
生産年齢人口(15~64歳)は昭和55(1980)年以降、減少傾向が続いている。また、平成3(1991)年には老年人口(65歳以上)と年少人口(0~14歳)の逆転が始まっている。老年人口は以後も増加を続けており、一方で減少の一途にある生産年齢人口に迫りつつある。

構成比率の推移で見ると、年少人口と生産年齢人口の比率が年々小さくなる一方で、老年人口の占める比率が大きくなってきていることがわかる。

【図2】年齢3区分別人口の推移

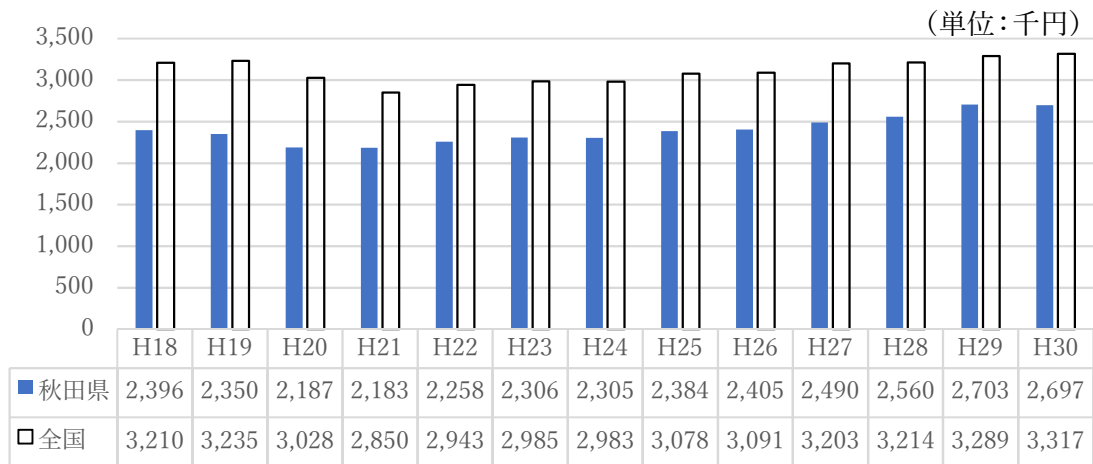


【図3】年齢3区分別人口構成比率の推移



【所得】

平成20年9月にリーマンショックに端を発する世界的な金融危機が発生し、これにより、日本は輸出が激減し、それに対応して企業の設備投資の見送りや見直しが行われ、国内経済・雇用の状況が急速に悪化した。秋田県においても、企業の設備投資の見送りや輸出の減少を受け、製造業の生産・出荷が急激に減少した。このため、雇用環境も悪化し、県民・市民の生活にも大きな影響を与えた。その後、国内は回復傾向にあるものの、内閣府の国民経済計算や秋田県市町村民経済計算の参考指標である人口一人当たりの所得は、平成29年度の全国平均3,289千円および県内平均2,703千円に対し横手市は2,511千円、平成30年度の全国平均3,317千円および県内平均2,697千円に対し横手市は2,545千円となっており、全国平均と県内平均を下回る水準にとどまっている。



(資料) 内閣府：国民経済計算

【産業】

本市の就業者数は 44,009 人、産業別の構成比は、第 1 次産業 14.8%、第 2 次産業 25.3%、第 3 次産業 59.9%（令和 2 年国勢調査）である。第 1 次産業については、豊富な水資源と肥沃な土壌を活かし、米、果実、野菜の栽培が盛んに行われており、農業生産額は 266 億円と県内トップ（平成 27 年市町村別農業産出額（推計））である。

第 2 次産業については、製造品出荷額上位から輸送用機械器具製造業が 493 億円（38.5%）、生産用機械器具製造業が 267 億円（20.8%）、プラスチック製品製造業が 118 億円（9.2%）、電子部品・デバイス・電子回路製造業が 88 億円（6.9%）である。製造品出荷額の 3 割以上を輸送用機械器具製造業が占め、また、当該業種における従事者数は県内従事者数の 58.0%を占めるなど、本市は県内随一の自動車関連産業の集積地となっている（平成 28 年経済センサスー活動調査）。昭和 40 年代後半より自動車部品メーカーや関連企業が立地し、県内では以前より集積が進んでいた地域と言えるが、近年では秋田県第二工業団地内に大手自動車メーカーに供給する部品メーカーが進出し、令和 3 年 3 月には自動車部品の多くの場面で必要とされるコネクタメーカー進出が決定するなど、自動車産業の集積が加速している。

第 3 次産業については、全産業就業者数の 58.6%を占めており、中でも「卸売業、小売業」「医療、福祉」の従事者数が約 49.9%と 5 割を占める（平成 27 年国勢調査）。

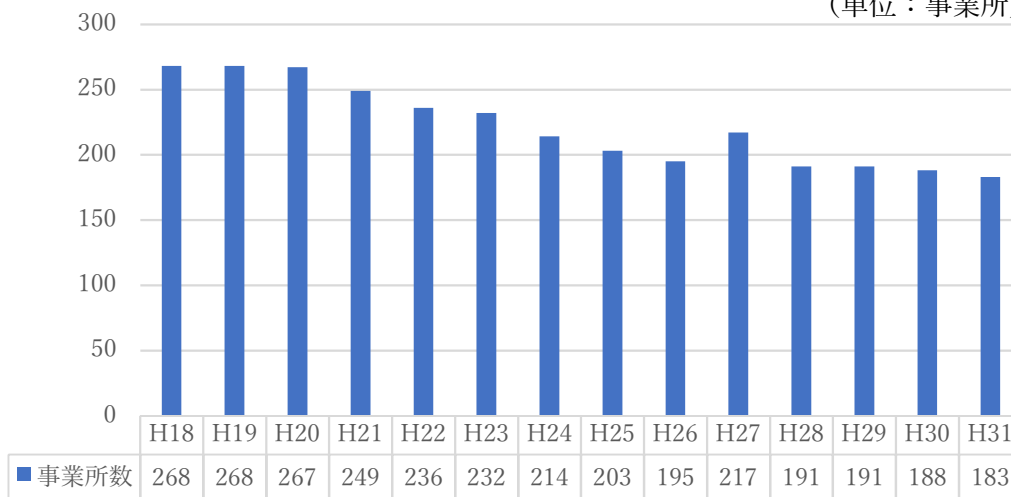
【横手市の製造業】

前述のとおり、市内製造業は自動車関連産業を中心に県内屈指の集積地となっているなど、市内の雇用の場の創出に大きく寄与している。

事業所数は減少傾向が続いており、平成 31 年には 183 事業所となり、市町村合併後の平成 18 年と比較すると 85 事業所減少している。従業者についても、減少傾向が続いていたが平成 25 年以降回復傾向にある。製造品出荷額や粗付加価値額についてもリーマンショックの影響を受けた平成 21 年以降は回復しており、事業所数の減少と比べると生産性向上等により減少幅が抑えられている。

■横手市製造業の事業所数

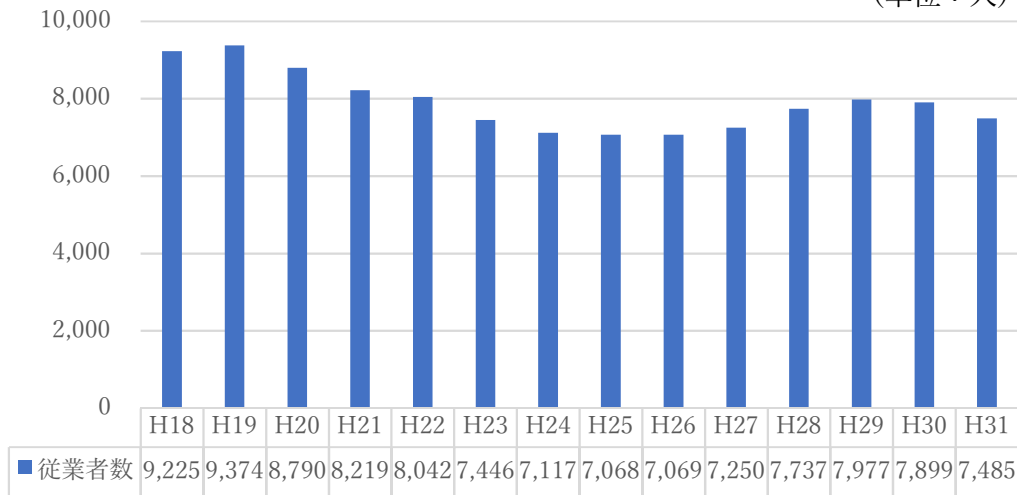
（単位：事業所）



（資料）経済産業省：工業統計調査（従業者 4 人以上の事業所）

■横手市製造業の従業者数

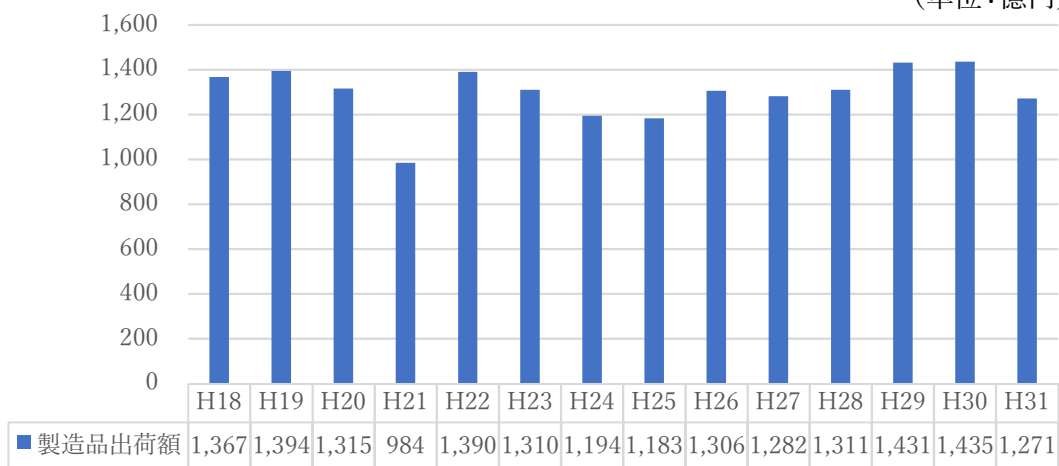
(単位：人)



(資料) 経済産業省：工業統計調査 (従業者 4 人以上の事業所)

■横手市製造業の製造品出荷額

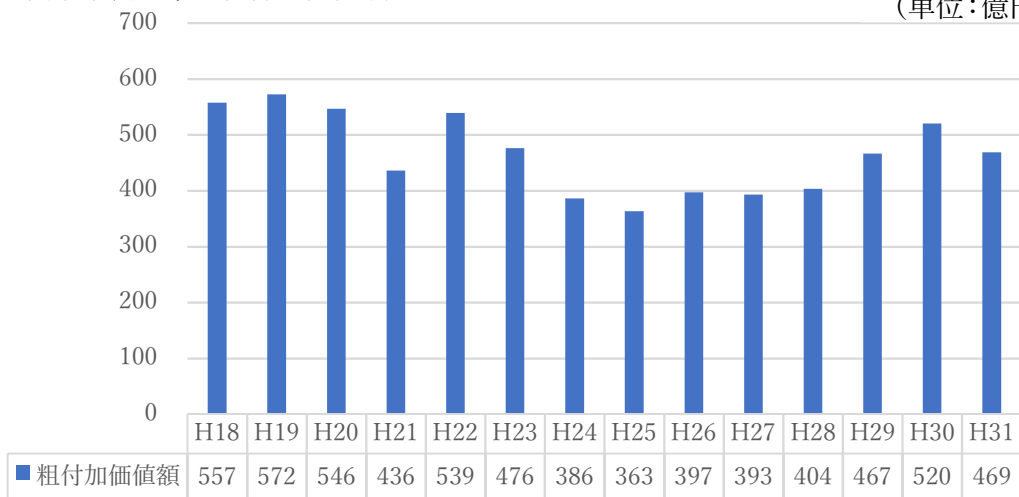
(単位：億円)



(資料) 経済産業省：工業統計調査 (従業者 4 人以上の事業所)

■横手市製造業の粗付加価値額

(単位：億円)



(資料) 経済産業省：工業統計調査 (従業者 4 人以上の事業所)

4-2 地域の課題

市内の雇用機会の創出を図り、生産年齢人口の減少を食い止め、市内経済の衰退を抑制することが、横手市の課題である。

横手市の人口は、4-1記載のとおり、昭和30年の146,037人をピークに減少が続いており、直近の国勢調査（令和2年実施）では85,555人となっているなど、このまま人口減少が進行した場合、需要の減少による市内経済規模の縮小や市内企業の労働力不足による地域経済の衰退が懸念される。

若者の市外流出（社会減）が進む要因として、若者の就業先として、比較的給与水準の低い市内企業への就業を敬遠していると考えられる。

比較的給与水準が高い自動車関連産業を中心とした企業誘致による雇用の場の確保に加えて、国内工場の効率化による生産体制の見直し等で長年にわたり市内に根を下ろしてきた企業が撤退しないように市内に引き留めることも課題である。

4-3 目標

【概要】

当市は、第2次横手市総合計画の将来像である「みんなの力で未来を拓く 人と地域が燦くまち よこて」を実現するため、第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和4年3月改定）における横手市のめざす姿に、「働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち」・「安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち」を掲げている。安定した生活基盤を築くために、強固な雇用の受け皿が必要なことから、起業支援や地元企業の経営の強化、企業誘致、人材育成などを図り、充実感を持って働くことができるような取り組みをすることで、人口減少が緩和され、年齢構成が適正に向かい、暮らし続けたいと思うまちの実現を目指している。

当市の道路交通網の整備は、前述のとおり秋田県と山形県の内陸部を結ぶ「東北中央自動車道」が進められていることと、秋田自動車道の横手北上間の4車線化が実現されれば、自動車関連産業の集積が進んでいる宮城県や岩手県をはじめとする国内物流ルートの上なる利便性の向上が期待される。

今後は、半導体不足や新型コロナウイルス感染症の影響などを受けながらも、地域経済を牽引する自動車関連の産業集積など成長ものづくり分野をはじめとして、市内製造業の設備投資を促すことで、相乗効果として取引先等の中小企業者の受注が拡大し、「市内製造業の製造品出荷額の押し上げ」及び「企業立地件数の増加」が期待され、雇用を含めた市内経済の活性化を目指す。

目標1 企業立地件数

建設を伴う設備投資の工場等の立地件数について、年1件を達成する。

令和4年度～令和13年度 10件（1件／年）

目標2 製造業の製造品出荷額

工業統計調査（現在は経済構造実態調査）の製造業の製造品出荷額について、計画期間中に1,612億円を達成する。

目標は、コロナ感染症の影響を受けていると推測される平成31年度を除き、平成26年度から平成30年度までの伸び率の平均で目標値を設定。

平成31年度 1,271億円 → 令和13年度 1,612億円

※本計画直近公表値が平成31年度の結果

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

市内企業の設備投資を促進し、地域産業の活性化を図るため次の事業を行う。

(1) 秋田県、当市の特性を活かした企業誘致の推進

自動車関連産業、航空機関連産業、食品関連産業、IT・ソフトウェア関連産業、研究機関など多様な職場を確保するための企業誘致を推進する。

(2) 当市に根ざす企業の設備投資の推進

長年にわたり市内に根を下ろしてきた企業は、市内経済をけん引しているのみならず、雇用の中心的な場を提供し、かつ、取引先企業への相乗効果をもたらしていることから、持続的発展を図るための生産及び研究施設並びに市内の事業活動を支える流通基盤等の整備に対する投資への支援を積極的に行う。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

1) 支援措置の番号及び名称

- ① 番号 【A2004】
- ② 名称 地域再生支援利子補給金

2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

内閣総理大臣の指定を受けた金融機関（以下「指定金融機関」という。）が、当市において本計画の趣旨と合致する事業を行う事業者に対する必要資金の貸付事業とする。

3) 「地域再生支援利子補給金交付要綱」別表で規定する事業の種別等

- ① 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

- ② 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ③ 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業

4) 地域再生支援利子補給金の受給を予定する金融機関

地域再生法第12条第1項の規定に基づき横手市が設置する地域再生協議会「横手市地域再生計画推進協議会」の構成員である次の金融機関

- 株式会社秋田銀行
- 株式会社北都銀行
- 株式会社三菱UFJ銀行

5) 地域再生支援利子補給金の貸付を受けて行われる事業の見込まれる効果

【見込まれる効果】

- ・ 利子補給金給付対象事業 年間1件
- ・ 雇用創出効果 年間10人
- ・ 製造業の製造品出荷額の押し上げ 本計画4-3の目標2のとおり

【見込まれる効果の説明】

- ・ 製造業の製造品出荷額の押し上げについて、本計画4-3の目標2のとおり

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 積極的な企業誘致の推進

事業名：BIGプロジェクト支援事業補助金

事業概要：新たな企業立地や市内中小企業等が大型投資等による新規事業の展開や既存事業の拡大を支援するため、一定以上の投資および雇用をした場合に助成金を交付する事業。

事業主体：横手市

事業名：横手市サテライトオフィス進出支援補助金

事業概要：「新しい生活様式」に必要なテレワーク普及や、県外からの新しい人の流れ

の創出による活力ある地域社会の実現のため、県外企業等が横手市内にサテライトオフィスを新たに開設するための経費に対して助成する事業。

事業主体：横手市

事業名：IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成金

事業概要：地理的・気候的な制約が少なく、更なる成長が望める IT・ソフトウェア関連産業の立地を積極的に推進するため、雇用や通信経費など、新規設立や既存事業の拡大に要する経費に対して助成する事業。

事業主体：横手市

(2) 当市に根ざす企業の設備投資の推進

事業名：企業振興条例に基づく各種支援制度

事業概要：本市産業経済の振興を図るため、要件を満たした「工場等の新增設」を行った企業に対する固定資産税の減免や用地助成金をはじめとする各種助成金を交付する事業。

事業主体：横手市

事業名：中小企業設備導入支援補助金

事業概要：市内製造業事業者等の生産性向上を後押しするため、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた生産性向上を目的とする設備投資に係る経費の一部を助成する事業。

事業主体：横手市

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和 14 年 3 月 31 日まで

(地域再生支援利子補給金の支給期間(5年間)を含めた計画期間であり、利子補給対象融資の実行期間は、地域再生計画の認定の日から令和 9 年 4 月 1 日までとする。)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-3 に示す地域再生計画の目標については、計画期間の毎年度に必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、地域再生協議会での中間評価及び事後評価などにおいて達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (中間年度)
目標1 企業立地件数	1件	1件	1件	1件	1件
目標2 製造業の製造品出荷額	1,349億円	1,376億円	1,403億円	1,431億円	1,460億円

区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度 (最終年度)	合計
目標1 企業立地件数	1件	1件	1件	1件	1件	10件
目標2 製造業の製造品出荷額	1,489億円	1,519億円	1,549億円	1,580億円	1,612億円	-

(指標とする数値の収集方法)

【目標1】 企業立地件数：市の優遇制度の届出の内容等により確認する。

【目標2】 製造業の製造品出荷額：経済構造実態調査（経済産業省）により確認する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4-4に示す地域再生計画の目標の達成状況については、中間評価及び事後評価の内容を速やかに横手市のホームページ上で公表する。

年 月 日

横手市長 様

(申出者)
住所
申出者の名称
代表者職氏名

横手市地域再生計画推進協議会 構成員加入申出書

地域再生法第12条第8項の規定に基づき、下記のとおり横手市地域再生計画推進協議会の構成員として加入を申し出します。

記

1 加入申出者

フリガナ		
会社名		
代表者	役職名	
	フリガナ	
	氏名	
本社所在地	〒 —	

2 加入資格

(該当項目) ※地域再生法第12条第8項にあてはまる項目を☑してください。 <input type="checkbox"/> 地域再生法人 <input type="checkbox"/> 事業を実施しようとする者
(該当理由)

3 その他(連絡先) ※協議会事務局(横手市)からの連絡窓口となる方を記載

所属部署名	
役職名	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	
所在地 ※本社と同じ場合、省略可	〒 —